

令和6年9月30日

第 9 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和6年9月30日（月） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第41号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて

議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第44号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について

議案第45号 呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出（農業施設）の受理について

第4号 非農地証明について

出席委員

1番 柏木 健二	2番 田中 慎二	3番 谷 新子	4番 宮脇 和幸
5番 横段 登	6番 高本 光之	8番 水場 光輝	9番 今井 満
10番 亀山 博司	11番 秋光 貴志	12番 岡本 亮二	13番 島田 徹幸
14番 大道 正孝	15番 竹内 誠	16番 新田 隆次	17番 石田 尚則
18番 神藤 敦美	19番 北村 正次		

欠席委員

7番 立花 達也

推進委員

事務局

坂原事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 庭月野主査 藤並主任

(午後2時00分)

議長(北村)：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和6年第9回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、9番 今井委員、12番 岡本委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、7番 立花委員から出されています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図と資料1として「呉農業振興地域整備計画変更理由書」を送付しています。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、郷原町字土休〇〇〇〇番、地目は田、面積は合計284㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作困難なため贈与するもので、譲受人は新規に、野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏木委員：1番 柏木です。申請人は、郷原町から栃原町に向かう旧道沿いにあります。事務局説明のとおりです。譲渡人が高齢で耕作することが出来ないので、譲受人が代わって耕作されます。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、郷原町字惣上〇〇〇〇番〇ほか8筆、地目は田及び畑、面積は合計1,758㎡のいずれも第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方により耕作困難なため贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏木委員：１番 柏木です。申請地は、国道３７５号郷原大橋を左折し、旧道を７０ｍ程進んだ場所にあります。管理状態はとても良い農地です。ご審議よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：長：３番について事務局の説明をお願いします。

事務局：３番の申請地は、阿賀南５丁目〇〇〇番、地目は田、面積は合計５２８㎡。の第２種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方・高齢により耕作困難なため贈与するもので、譲受人は新規に、果樹を作付けするものです。

議長：長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新田委員：１６番 新田です。申請地は、阿賀フェリー乗り場から山手へ１００ｍ程上った場所にあります。譲受人が申請地近くの墓地を管理していたことが縁で、今回の申請となりました。少し手を入れた後にカンキツを栽培するそうです。ご審議よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：長：４番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：４番の申請地は、山手１丁目〇〇〇番、地目は畑、面積は合計３９３㎡の第２種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方により耕作困難なため贈与するもので、譲受人は新規に、柿や栗を作付けするものです。

議長：長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新田委員：１６番 新田です。娘さんから母さんへ農地が渡る珍しいケースです。譲受人は、自宅近くの畑で梅を栽培し、梅酒を作られています。規模拡大したいとの事でした。ご審議よろしくお願いします。

水場委員：６番 水場です。写真を見る限り、荒れていて、光が不足している様に感じるのですが、耕作は可能ですか。

新 田 委 員：１６番 新田です。少し手を入れれば、果樹栽培は可能です。

石 田 委 員：１７番 石田です。申請書に共同経営者とあります。この説明をお願いします。

事 務 局：農業経営ではありませんが、親子で別業種の共同経営を行っています。

議 長：その他ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：５番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：５番の申請地は、安浦町安登東６丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は３０１㎡の第２種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難なため、贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：１０番 亀山です。申請地は、ＪＲ安登駅の手前３００ｍ程の国道から見て線路の向こう側になります。現在、栗が植えてあります。譲渡人が遠方に居住していることから、近くに住む譲受人に贈与するものです。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：６番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：６番の申請地は、豊町大長字西鳥越〇〇〇〇番ほか５筆、地目は畑、面積の合計は、１，８３０㎡の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住しており耕作が出来ないため、売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、レモンを栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

岡 本 委 員：１２番 岡本です。申請地は、旧豊中学校跡地付近にあります。譲受人は、東広島市黒

瀬町にお住いですが、元々は豊町の出身の方です。補助事業を受けてレモンへの改植をされます。75歳と高齢なのが気になりますが、頑張ってい頂きたい。ご審議よろしく願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第41号「農地法第3条の規定による許可の取消願いについて」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、安浦町大字原畑字才之原〇〇番〇ほか3筆、地目は田及び畑、面積は合計で1,764㎡の第2種農地及び農用地区域内農地です。申請地は、令和5年9月総会において、許可されたものですが、譲受人が耕作する計画を取りやめたため、取消願が提出されたものです。なお、土地の所有権移転登記は、行われていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。申請地は、野呂川ダム下流の原畑地区にあります。農業委員会の許可後に作付けはしていませんが、草を刈るなど管理はされてきました。譲受人が耕作する計画を取りやめたため、取消されるもので、仕方ないと思います。ご審議よろしく願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、音戸町有清1丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で436㎡の第2種農地です。転用目的は、駐車場及び庭敷として利用するものです。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：8番 水場です。申請地は、音戸町のホームセンターナフコから旧道を400m程上った高台にあります。数年前までは、申請人のお父さんが住んでいましたが、空き家となり立ち木が茂っています。もう1筆も同様です。申請人が暇を見つけては、伐採や除草作業などを行い、庭として利用するそうです。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、音戸町南隠渡2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は190㎡の第2種農地です。転用目的は、バーベキュー及びキャンプ場として利用するものです。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：8番 水場です。申請地は、音戸郵便局の上側の高台にあります。押し車が通るのがやっとの細い道しかなく、耕作には不向きのように感じました。申請者は、年に数回しか帰れないので農地としての使用は困難と考え、今回の申請となりました。放置して山に帰るよりましかなと思います。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、倉橋町字大坪〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は202㎡の第2種農地です。転用目的は、事務所及び駐車場として利用するものです。しかしながら、平成17年から事務所及び駐車場として利用されており、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、「都市計画法」によ

る開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：8番 水場です。申請地は、音戸町藤脇の国道と県道の交わる場所付近にあります。

この申請は、私の嫌いな始末書添付の案件です。写真では分かり難いのですが、スクラップが積み上げられています。申請書には汚水は無いとありますが、雨が降れば、錆水が出るのではないかと思います。相続を受けた申請人の「廃材は撤去する」との言葉を信じて許可で仕方ないのではないのでしょうか。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、阿賀南5丁目〇〇〇〇番、地目は田、面積は合計628㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場として使用するため売買するものです。規模等につきましては、譲受人は申請地を建築資材置場として使用し、水路資材、パイプ、コンパネ、機械などを仮置きするものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新 田 委 員：16番 新田です。申請地は、先程の阿賀南の3条許可申請に隣接した場所にあります。

譲渡人は同一人物です。近隣で耕作されている方に農地としての管理を依頼したが、受け手が見つからなかったため、仲介役であった〇〇さんの申出を受け、今回の申請となりました。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、郷原町字惣上〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田及び畑、面積は合計139㎡で、いずれも第2種農地です。転用の目的は、通路及び倉庫置場として使用するため売買するものです。規模等につきましては、譲受人は申請地を通路と倉庫1棟を設置して使用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏 木 委 員：1番 柏木です。申請地は、郷原大橋東詰を右折して少し進んだ先程の3条許可申請地の50m程左上辺りにあります。写真を見ての通り進入路です。先程の3条許可申請のありました農地を耕作するために必要な通路でもあります。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町安登東5丁目〇〇〇〇番〇〇、地目は田、面積は44㎡の第2種農地です。転用の目的は、住宅への進入路として利用するため持分2分の1を贈与するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に進入路として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。申請地は、安登駅手前300m程、国道から見て線路右奥辺りです。写真では、草が目立ちますが、地目は田でかなり大きな農地です。この辺りは、10軒程のミニ団地でした。譲渡人と譲受人は、兄弟の間柄で、その当時、娘さんの家を建て農地を通路として使用しています。今回、始末書添付の申請となりました。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：４番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：４番の申請地は、安浦町中央北２丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は５０５㎡の第２種農地です。転用の目的は、隣接地を併用してグループホーム１棟及び駐車場１０区画として利用するため、売買するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：１０番 亀山です。申請地は、安浦駅の北側にあります。隣接地は、果樹などが植えられており、農地として認められてはいますが、その周辺は耕作されていない農地が多くあります。今回は、グループホーム建設なので、仕方ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第４４号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について」を議題とします。１番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から２０年引き続いて耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されます。この制度の適用にあたっては、平成１７年４月１日以降の相続については、３年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があり、これに添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今回証明申請をしたものです。

１番の申請地は、仁方本町１丁目〇〇〇番〇ほか１筆、地目は田、面積は合計で１、０８３㎡のいずれも第３種農地です。平成１７年１１月１４日に相続により農地を取得したも

ので、畑として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新 田 委 員：１６番 新田です。国道１８５号から第２仁方トンネル手前の山側、〇〇〇〇敷地の裏手にあり〇〇〇〇の管理地です。柿やカンキツが植えられていましたが、暑かったこともあり管理不足の状態ではありました。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

高 本 委 員：６番 高本です。写真では狭く見えます。資料を見る限り、緩傾斜で広い土地の様ですが、園地の状況をお知らせください。

新 田 委 員：１６番 新田です。緩やかで、段差のない１枚の畑でした。

議 長：その他ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、議案のとおり証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

（呉市農林水産課職員着席）

議 長：次に、議案第４５号「呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：それでは、「呉農業振興地域整備計画」の変更について、ご説明いたします。はじめに、この計画の制度について、説明させていただきます。この計画は「農業振興地域の整備計画に関する法律」に基づき、優良農地の確保と、計画的な農業振興を図ることを目的としており、年２回、必要に応じて計画変更を行うこととしております。この度、この計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備計画に関する法律施行規則第３条の２に基づき、農業委員会のご意見をお聴きするものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、計画変更について御説明いたします。お手元に配布しております、「呉農業振興地域整備計画変更理由書」をご覧ください。この度の計画変更の理由ですが、「２ 変更理由」にございますように、呉農業振興地域整備計画について、「農用地区域内の農地を他の用途に供するための除外」及び「果樹経営支援対策事業の対象農用地となるための編入」により、農用地利用計画の変更の必要性が生じ、変更を行うものです。次に、変更内容について御説明させていただきます。「呉農業振興地域整備計画変更理由書」の２枚目の（別紙１）をご覧ください。こちらは、申請者ごとに番号を設定しております。①から⑩と番号が振られているとおり、この度１０件の除外

の申出が出ております。なお、農用地利用計画において、農用地区域に設定された農地は、農地転用をすることができません。しかしながら、必要かつ適当であり、法律の除外要件を満たしているものについては、農用地区域から除外することが認められております。それでは、各申出の内容を説明させていただきます。もう一部の地図も合わせてご覧ください。番号①ですが、安浦町大字女子畑字平畑〇〇〇ほか2筆、合計面積1,989㎡で太陽光発電用地として使用するとの申出でございます。番号②ですが、安浦町大字女子畑字平畑〇〇〇番〇ほか2筆、合計面積1,192㎡で太陽光発電用地として使用するとの申出でございます。番号③ですが、安浦町大字女子畑字岡泓^{ふち}〇〇〇番ほか1筆、合計面積696㎡で太陽光発電用地として使用するとの申出でございます。番号④ですが、安浦町大字女子畑字岡泓〇〇〇番ほか1筆、合計面積1,043㎡で太陽光発電用地として使用するとの申出でございます。番号⑤ですが、安浦町大字女子畑字岡泓〇〇〇番ほか1筆、合計面積789㎡で太陽光発電用地として使用するとの申し出でございます。番号⑥ですが、安浦町大字女子畑字舟木〇〇〇番、面積329㎡で非農地証明のため、除外するものでございます。番号⑦ですが、安浦町大字女子畑字寺迫〇〇〇〇番〇の一部、合計面積48.49㎡で市道の建設用地として使用するとの申出でございます。番号⑧ですが、蒲刈町大浦字樽見〇〇〇〇番〇ほか1筆、合計面積1,939㎡で非農地証明のため、除外するものでございます。番号⑨と⑩ですが、郷原町字西長谷〇〇〇〇番〇ほか3筆、合計面積1,353㎡で事業所の駐車場建設用地として使用するとの申出でございます。以上が除外の申出についてです。以上の10件につきまして、現地調査を行いました結果、「法律上の除外要件について」妥当と認められましたので、農用地区域から除外し、農用地利用計画を変更するものでございます。続いて編入の申出について説明いたします。3枚目の別紙2をご覧ください。番号⑪ですが、倉橋町字塩野田〇〇〇〇番〇ほか2筆、合計面積645㎡で果樹経営支援対策事業の補助事業対象農地として長期にわたり耕作を継続していきたいとの申出です。編入につきましても、現地調査を行い、将来的にも営農が継続されるため、農用地区域へ編入し、農用地利用計画を変更するものです。簡単ではございますが、以上で「農業振興地域整備計画」の変更についての説明を終わらせていただきます。ご意見がございましたらお願い致します。

議 長：ただいま呉市農林水産課から説明のありました「呉農業振興地域整備計画の変更」について、ご質疑・ご意見ありませんか。

高 本 委 員：6番 高本です。農業振興地域の農地を転用する為の手続き及び計画変更に係る期間について、教えてください。

農 林 水 産 課：農林水産課が除外申請を受け、現地調査などを行います。その結果を持って関係機関に意見を聞き1回目の公告を行います。その後に広島県と協議し、広島県の了承を受けた旨の公告を再度行います。何だかんだで、除外決定までに半年を要します。その後、農業委員会に転用許可申請が出される流れとなっています。なので、計画変更は、年2回です。

議 長：その他、ご意見はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は農林水産課の説明のとおり承認することとしてご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は承認と決定します。

（呉市農林水産課職員退席）

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、報告事項第1号の農地法第4条の規定による届出が6件、報告事項第2号の農地法第5条の規定による届出が5件ございましたので、報告します。続きまして、耕作者が、農地の保全又は利用の増進のため道水路等を設置する場合や2アール未満の規模の農業用施設を設置する場合は、農地法の規定による転用許可は不要ですが、農地法施行規則第29号第1号の規定による届出を求めており、このたび、農業用倉庫の届出が1件ございましたので、報告します。最後に、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、報告事項第4号の非農地証明申請について8件を証明しましたので報告します。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

石 田 委 員：17番 石田です。7ページの5条許可申請（安登の件）ですが、譲渡人と譲受人が同じなのですが5条申請の案件なのでしょうか。（持分1/2なので、譲受人は4条許可申請、譲渡人は5条許可申請）個人的には、非農地申請をした方が手っ取り早いように思います。

事 務 局：この件ですが、持分1/2の2人による転用許可なので、5条許可申請となります。

議 長：その他、ご意見はありませんか。

議 場：なし

議 長：事務局から何か説明事項がありますか。

事務局 長：先月の総会で、高本委員さんから農林水産課に要望書を提出してはどうかとの意見が出
されました。その件について、役員会で整理させて頂きました。各委員さんへは、改めて
通知をさせていただきまして、要望を出して頂く方向で進めてまいります。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：今月出席した会議について報告します。９月１３日は、呉市農業再生協議会の監査を行
いました。９月１８日は、広島市で広島県農業会議の常設審議会が開催され出席しまし
た。以上、会長として出席したことを報告します。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和６年第１０回総会は、１０月３１日 木曜日 午後２時 から

場所は、呉市役所 ７階 ７５５から７５８号室です。

議 長：以上で令和６年第９回呉市農業委員会総会を閉会します。

(午後２時４０分)

以上は、令和６年第９回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 ６ 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員